

応募資格

包括的支援事業及び重層的支援体制整備事業、指定介護予防支援事業などの業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができ、かつ次の要件を満たす法人であること。

- (1) 応募する圏域内に地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所の指定を含む）を設置できること。ただし、常盤平団地地区については、常盤平団地のみを圏域とする地区であるため、当該地区の圏域に近接する場所であって、当該地区の住民が相談等を行いやすい場所に地域包括支援センターを設置することでも構わないこととする。
- (2) 以下のいずれかを満たす法人であること。
 - ア 市内において、介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ1年以上（令和4年4月1日現在）の提供実績があること。但し、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く。
 - イ 松戸市又は他の市区町村から、地域包括支援センターを受託した実績があること。
- (3) 応募受付の締切日において、直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、法人事業税、法人県民税の滞納がないこと。
- (4) 介護保険法第115条の22第2項各号の規定に該当しない法人であること。
- (5) 地方自治法第244条の2第11項の規定による取り消しを受けたことのある法人でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (7) 松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置に該当しない法人であること。
- (8) 民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- (9) 破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。